

交 政 建 第 4 6 号  
令和 3 年 6 月 1 4 日

交通基盤部内各課長  
交通基盤部出先機関の長 様

交 通 基 盤 部 長  
(交通基盤部建設現場における  
生産性向上推進会議会長)

交通基盤部発注工事・業務における I C T 活用の試行について (通知)

現在、建設現場で働いている技能労働者の 3 分の 1 にあたる約 110 万人が、高齢化によって今後 10 年で離職すると言われていています。建設現場はベテラン技術者の知恵と経験と熟練技術で支えられており、この急激な減少は深刻な問題であることから、国土交通省では、建設生産プロセスにおいて、抜本的に生産性を向上する「i-Construction」の取組を推進しています。

交通基盤部では、国土交通省の方針を受け、労働者の減少を上回る生産性向上の実現と、希望が持てる建設現場の実現による担い手の確保を目指し、平成 28 年度より、I C T 活用工事の試行を実施しています。

この度、I C T 活用の普及拡大に向けて、「交通基盤部発注工事・業務における I C T 活用の推進に関する試行方針」を改正しましたので、適切な運用をお願いします。

担 当 建設政策課 未来まちづくり室長 増田  
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 9 7

平成 28 年 6 月 6 日施行  
平成 28 年 7 月 4 日改正  
平成 29 年 6 月 5 日改正  
平成 30 年 3 月 8 日改正  
平成 30 年 7 月 27 日改正  
令和元年 6 月 10 日改正  
令和 2 年 2 月 13 日改正  
令和 2 年 6 月 19 日改正  
令和 3 年 3 月 15 日改正  
令和 3 年 6 月 14 日改正

## 静岡県交通基盤部発注工事・業務における ICT 活用の推進に関する試行方針

### 第 1 ICT 活用を推進する工種

国土交通省における ICT の全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、静岡県交通基盤部発注工事・業務においては、以下のとおり ICT 活用の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める試行要領により実施するものとする。

#### 1-1 ICT 活用を推進する工事

静岡県交通基盤部発注工事における、下記の工種とする。

①土工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 土工」という。）

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、建築土工
- ・港湾土木の土工（補助事業、交付金事業は除く）
- ・作業土工（床掘）

②舗装工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 舗装工」という。）

- ・舗装工、付帯道路工
- ・切削オーバーレイ工

③浚渫工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 浚渫工」という。）

- ・港湾浚渫工

④地盤改良工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 地盤改良工」という。）

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

⑤法面工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 法面工」という。）

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）
- ・吹付法枠工

⑥付帯構造物設置工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。）

- ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
- ・基礎工（護岸）
- ・暗渠工、管渠工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝）
- ・縁石工
- ・護岸工（海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工）
- ・護岸付属物工

⑦基礎工（当該工種のICT活用工事を「ICT基礎工」という。）

- ・基礎捨石工（港湾）

⑧ブロック据付工（当該工種のICT活用工事を「ICTブロック据付工」という。）

- ・被覆・根固工、消波工（港湾）

## 1-2 ICT活用を推進する業務

静岡県交通基盤部発注業務委託における、下記の業務とする。

### ①測量業務

- ・路線測量、現地測量

### ②土木設計業務

- ・道路詳細設計、一般構造物詳細設計、橋梁詳細設計、護岸詳細設計

## 第2 実施体制

ICTの全面的な活用の推進にあたっては、静岡県交通基盤部が一体となって取り組む体制を整備し、ICTの全面的な活用の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

実施体制を整備するため、交通基盤部建設現場における生産性向上推進会議及びふじのくにi-Construction推進支援協議会を設置する。

## 第3 ICT活用の推進を図るための措置

### 3-1 ICT活用工事

#### 3-1-1 一般土木工事（土工・舗装工・地盤改良工・法面工・構造物設置工）

ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを全面的に活用する工事である。

##### ①起工測量

##### ②3次元設計データ作成

##### ③ICT建設機械による施工

##### ④出来形管理等の施工管理

##### ⑤3次元データの納品

### 3-1-2 港湾土木工事（浚渫工・基礎工・ブロック据付工）

ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを全面的に活用する工事である。

- ①起工測量
- ②数量計算
- ③ICTを活用した施工
- ④出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

### 3-1-3 実施手続及び必要な経費の計上

静岡県発注工事においては、原則的に、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の適用対象とすることを明示する。

ICT活用工事を実施する場合、必要な経費を計上する。

### 3-1-4 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。

## 3-2 ICT活用業務

### 3-2-1 3次元測量

3次元測量とは、3次元計測を実施、または、取得済みの3次元計測データを活用して実施する測量をいう。

### 3-2-2 土工の3次元設計

土工の3次元設計とは、土木設計業務において、ICT活用を行うために3次元設計データを作成する設計をいう。

### 3-2-3 実施手続及び必要な経費の計上

静岡県発注業務委託においては、原則的に、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用業務の適用対象とすることを明示する。

ICT活用業務を実施する場合、必要な経費を計上する。

### 3-2-4 業務成績評定における評価

ICT活用業務を実施した場合は、業務成績評定において加点評価するものとする。

## 第4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICTを導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

#### 4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

I C T活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがI C T活用の円滑な推進のために必要である。

このため、I C T活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

#### 4-2 研修等の実施

関係者が一体となってI C T活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。